

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/>

第 7 号

Rikkyo Institute for Business Law Studies

第 8 回 法務研究科特別セミナー

Taxation of Business in a Changing World

～ 租税法・国際租税法への招待～

■講師・パネリスト

Oliver Oldman (ハーバード大学名誉教授)

中里 実 (東京大学教授)

岩倉 正和 (西村ときわ法律事務所)

浅妻 章如 (立教大学専任講師)



■日時／場所

2005年11月18日(金) 18:30～20:30 / 立教大学池袋キャンパス8101教室

本セミナーのねらい

新司法試験でも選択科目として採用された「租税法」をテーマに、セミナーが開催された。

より具体的には、ハーバード大学名誉教授でこの分野の世界的権威である Professor Oliver Oldman (オリヴァー・オールドマン教授) を立教大学にお迎えし、法務研究科で「租税法」をご担当いただいている中里実東京大学教授、法学部で「租税法」を担当する浅妻章如法学部専任講師、この分野の実務界での第一人者の一人である岩倉正和弁護士(西村ときわ法律事務所)の御参加の下、現在のビジネスシーンで租税法が抱える最先端の問題、さらには、グローバル化の進展によって広がりを見せる国際租税法上の最先端の問題について、主に法務研究科の学生向けを念頭に分かりやすく議論がなされた。(なお、英語のやり取りに関し、専門の通訳業者により同時通訳の提供もなされた。)

当日は、法務研究科及び学部の学生の他、学外からも多くの参加があり、オールドマン教授ならびに租税法の問題の今後の展開に対する関心の高さが伺われた。

セミナーにおいては、前半に浅妻講師・中里教授・Oldman教授の順序で講演がなされ、後半にパネルディスカッション及びフロアとの質疑応答がなされた。司会は、突然のお願いであったが、諸般の事情により岩倉弁護士に行なっていた。



Introduction: 浅妻章如

法務研究科の学生を念頭に置き、一応の法学の素養を身に着けつつあるが必ずしも租税法既習であるとは限らないことを前提に、本セミナーの議論の背景となる租税法上の問題について、導入(introduction)的な内容が説明された。具体的には、租税回避(tax avoidance)・タックスシェルター(tax shelter)の基本的な仕組みが説明された。

まず、一方に利益、他方に損失がある場合に、価格設定等を通じて他方の損失を一方の利益と相殺させる(例えば一方から他方に不当に安い価格で商品を移転させれば、経済的な結果としては他方の既存の損失が一方に移転したことと同じである)という単純な税額減少の仕組みがある。この理解を元に、更に実際の判例の中から、イギリスのWestmoreland case、アメリカのCompaq caseという代表的な租税回避事例が紹介された。いずれも人為的に損失を作り出すというものであり、しかも納税者側が勝訴したものである。

こうした租税回避が可能となるそもそもの原因は、所得税の仕組みの下では人為的に損失を作り出すことができ、また、一方にマイナスが計上されたときに取引相手に常にプラスが計上されるとは限らないといった扱いの不整合があることである。こうした場合に、納税者間での扱いの

差を上手く利用した取引(租税裁定取引と呼ばれる)が行なわれてしまう。この点、VAT(編者註:value added taxの略。日本では消費税法に規定されているので消費税と呼ばれるが、煙草税等と区別するために付加価値税と呼んだ方が誤解が少ない)ならば、人為的な損失も作り出しにくく、納税者間でも比較的整合的な扱いがなされているため、租税裁定取引の可能性が小さい、という利点がある。



Widespread Use of Tax Shelters and Its Impact: 中里 実

タックスシェルターの基本的仕組みは、利益を打ち消すために人為的に損失を作り出すということである。現場では、非常に優れた頭脳を持ち主達が、デリバティブの技術を用いて巧みな租税回避(これは脱税とは異なる)を行っており、一大産業を形成している。タックスシェルターは一般的な所得水準の者には利用しにくいと、その蔓延は租税の公平の観点から問題視されるが、残念ながら、課税する側は執行の局面においても立法の局面においても後手に回りがちである。発見が困難である上、発見しても取引の仕組みが理解しにくく、また、立法的手当てを講じても直ぐに別の仕組みが生み出される。訴訟においても、一般的な租税回避否認ルールでいつも対応できるとは限らない。

更に根本的な問題として、租税回避の蔓延が何をもちたすかを考えなくてはならない。税収が充分でなくなると、小さな政府はもはや選択の問題ではなく必然であるかもしれない。その場合には公共サービスまでもが民間に委ねられることも考えられる。既にgated communityという形で治安サービスが民間によって行なわれている例もある。

こうした事態は、公と民の二分法にも再考を促す。実際、東洋には公が民に敗れた2つの例がある。1つ目は、鎌倉幕府の



成立である。平安末期、荘園への租税特別措置の結果、税収不足に陥り、治安も不安定となり(黒澤映画・羅生門参考)、私的に侍を雇いもしくは豪農自らが侍となって治安に努めるようになった。鎌倉幕府成立は侍による一種の民間政府といえ、英国のMagna Cartaとも通ずるところがある。2つ目は唐代の黄巢の乱である。高すぎる塩税に業を煮やし、脱税から反乱にまで至り、遂には唐王朝の破壊という事態になったのである。

今後、私達の公が民に敗れないと保証できようか、それとも私が悲観主義的すぎるだけであろうか?

Italian IRAP-Value-Added Tax: Oliver Oldman

国税についてはVATが完全にこれまでの法人税に取って代わることはなかろうが、地方税についてはVATが重要となるであろう。従来は消費課税の一つという前提でVATについての議論はなされてきたが、事業活動に対する税(business activity tax)の一種として位置づけられる。

イタリアの地方政府が課しているIRAP (imposta regionala sulle attività produttive)は、仕組みはVATと同じであるが、その名称の通り事業活動課税と理解できる。ここで、国際取引に対するVATの仕組みについて講釈する。2つの方式があり、1つは、輸入する国が課税する仕向地主義(destination principle)である。現在、国際取引に対するVATの原則的方法となっている。もう1つは、輸出国が課税する原産地主義(origin principle)であり(編者註:国際取引でもEU域内では一部採用されている)、IRAPは、地方レベルの事業活動課税の方法として原産地タイプのVATを採用したものである。こうした課税は、事業者が事業活動を行なう際に所在する地方政府の行政サービスの便益を享受していることから、正当化される。

ところで、一般に国税のVATでは銀行業が非課税とされている(編者註:銀行業非課税の理由は、実体的に付加価値

がないからということではなく、執行が難しいからという課税技術的な問題である)。しかし、IRAPは地域内の銀行にも課されるということであったため、訴訟となった。EU市場の一体化を目指すEU法にIRAPの対銀行課税は違反しているという意見書(opinion)がある一方、私は、IRAPは事業活動課税として位置づけられるので対銀行課税も正当化されるとの意見書を提出した。欧州裁判所(ECJ)で審理中であり、現在その結果を待っているところである。



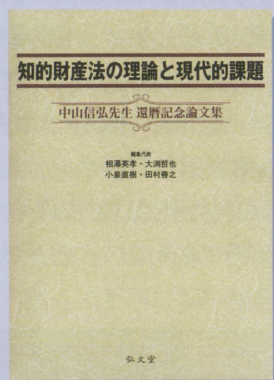
パネルディスカッション・質疑応答

日本の戦後の税制の基礎となったシャープ使節団や、日本の租税法学の権威である金子宏教授との関わりなどといったOldman教授の思い出話に、会場は、租税法学の生き字引を目の当たりにした思いを抱いたであろう。また、Oldman教授は、特別に強調すべきこととして、シャープ勧告により日本に租税法の講座が開設されたということを挙げられた。現在の租税法学がシャープ勧告におおっている歴史、そして今後の租税法学・租税法教育の重要性を、参加者は再確認したのではないか。

この他、課税ベースのあるべき姿として租税法学は何がいえるのかといった議論や、また、国際課税上の問題のみならず、Oldman教授の講演内容が地方税に関するものであったことから国税と地方税のそれぞれの役割についての議論も展開された。昨今、巷間でも政治でも地方分権についての議論が活発となっているが、税制・財政は地方政府にとっても要である。従って地方分権について論ずるには、地方政府が税について何をすべきか、そしてそもそも何ができるのか、といったことを明確に意識することも重要である、ということがいえよう。



所員新刊紹介



相澤英孝・大淵哲也・
小泉直樹・田村善之 編
(上野達弘・浅妻章如)
「知的財産法の
理論と現代的課題」
—中山信弘先生還暦記念論文集—
(2005年12月 弘文堂)



淡路剛久 他編
「リーディングス環境
第1巻 自然と人間」
(2005年8月 有斐閣)



「リーディングス環境
第2巻 権利と価値」
(2006年1月 有斐閣)

「リーディングス環境
第3巻 生活と運動」
(2005年11月 有斐閣)

お知らせ

第10回法務研究科特別セミナー「法の世界化～フランス民法の視点から～」が以下の要領で開催されます。

議題：「法の世界化～フランス民法の視点から～」

日時：2006年1月16日(月) 17:00～19:00

講師：クリスティアン・ラルメ(パリ第2大学教授)

通訳：金山直樹(慶応大学教授)

司会：野澤正充(法務研究科教授)

場所：太刀川記念館3F ホール

対象：法務研究科院生その他(教職員、他の研究科院生、学部学生の聴講も可能)

立教大学ビジネスロー研究所 所員(ABC順)

所長 角 紀代恵(法学部教授、民法)	小林 憲太郎(法学部助教授、刑法)
所員 浅妻 章如(法学部専任講師、租税法)	松井 秀征(法務研究科・法学部助教授、商法)
淡路 剛久(法務研究科教授、民法)	野澤 正充(法務研究科教授、民法)
舟田 正之(法学部教授、経済法)	奥野 寿(法学部専任講師、労働法)
濱野 亮(法学部教授、法社会学)	坂本 雅士(経済学部助教授、税務会計)
橋本 博之(法務研究科教授、行政法)	高橋 美加(法学部助教授、商法)
早川 吉尚(法務研究科・法学部教授、国際私法)	溜箭 将之(法学部専任講師、英米法)
石川 淳(社会学部助教授、労務管理)	東條 吉純(法学部助教授、国際経済法)
伊沢 和平(法学部教授、商法)	上野 達弘(法学部助教授、知的財産法)

編集後記

本号で紹介した第8回法務研究科特別セミナーは盛況のうちに終えることができました。セミナー開催に携わった皆様にはこの場を借りて改めてお礼申し上げます。今年もRIBLSをよろしく願っています。(O)